（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

満期保有目的債券

満期保有目的債券は、取引所から提示された価格によっております。

満期保有目的債券のうち譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

６．賃貸等不動産関係

当法人は、時価等を開示すべき賃貸等不動産を保有しておりません。

７．資産除去債務

当法人においては、賃貸借契約に基づき使用する本部事務所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、現在、事務室移転等の計画はありません。

今後、不要となる事務・事業に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、当該事務・事業の変更に関する当法人の意思決定は、主務省庁の総合的判断を前提に行われることから、その時期及び範囲については現在未確定であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性ないし当法人が負担する除去費用の金額及びその発生確率を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上しておりません。

８．不要財産に係る国庫納付関係

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

種　類	概　　要	帳　簿　価　格
現金	損益計算への固定資産除却損の計上額	9,063,609円
現金	敷金・保証金の返戻額	160,878,620円
現金	政府出資金として承継した資本金	220,469,031円

⑵　不要財産となった理由

今後将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。

⑶　国庫納付等の方法

概　　要	方　　法
損益計算への固定資産除却損の計上額	保有する現金による納付
敷金・保証金の返戻額	保有する現金による納付
政府出資金として承継した資本金	保有する現金による納付

⑷　国庫納付等の額

概　　要	帳　簿　価　額
損益計算への固定資産除却損の計上額	9,063,609円
敷金・保証金の返戻額	160,878,620円
政府出資金として承継した資本金	220,469,031円

⑸　国庫納付等が行われた年月日

概　　要	国庫納付等の年月日
損益計算への固定資産除却損の計上額	平成26年２月20日
敷金・保証金の返戻額（政府出資金分）	平成26年２月20日
敷金・保証金の返戻額（運営費交付金分）	平成26年１月30日
政府出資金として承継した資本金	平成26年２月20日

⑹　減資額

概　　要	帳　簿　価　額
損益計算への固定資産除却損の計上額	9,063,609円
敷金・保証金の返戻額	158,006,604円
政府出資金として承継した資本金	220,469,031円

９．重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

10．重要な後発事象

⑴　先端研究助成業務勘定

先端研究助成業務勘定は独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「法」という。）附則第２条の２第１項の規定に基づき、平成26年４月１日付けで勘定を廃止しております。

なお、勘定廃止に伴う残余の額は、先端研究助成基金補助金交付要綱（平成21年11月25日文部科学大臣裁定。以下「要綱」という。）第５条第１項第７号の規定に基づき一般勘定に承継し、法附則第２条の２第４項の規定に基づき国庫に納付することになります。

また、基金により交付した助成金の交付先から返還が生じた場合には、要綱第５条第１項第８号及び第９号の規定に基づき平成27年３月末日までの間に限り、額の確定等の業務に必要な経費に充て、なお残余の額が生じた場合には国庫に納付することになります。

残余財産国庫納付額　2,365,301,353円

⑵　研究者海外派遣業務勘定

研究者海外派遣業務勘定は独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）附則第２条の２第１項の規定に基づき、平成26年４月１日付けで勘定を廃止しております。

なお、勘定廃止に伴う残余の額は、同条第４項の規定に基づき国庫に納付することになります。

残余財産国庫納付額　599,144,715円